

【再評価】

| 番号 | 事業<br>区分 | 事 業 名                    | 事業概要                                                                                                                                                                                                                 | 事業採択<br>年度 | 事業費<br>〔億円〕<br>上：全 体<br>下：R6末まで<br>（進捗率） | 前回評価<br>年度 | 再評価<br>該当要件                  | 事業評価等の大きな変更の有無<br>（※1） |   |   |   | 対応<br>方針<br>（原案） | 備 考 |
|----|----------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------------------------------------|------------|------------------------------|------------------------|---|---|---|------------------|-----|
|    |          |                          |                                                                                                                                                                                                                      |            |                                          |            |                              | A                      | B |   |   |                  |     |
|    |          |                          |                                                                                                                                                                                                                      |            |                                          |            |                              |                        | 1 | 2 |   |                  |     |
| 1  | 道路       | 一般国道9号 北条道路              | 一般国道9号は京都府京都市から山口県下関市に至る総延長約770kmの主要幹線道路である。<br>北条道路は、湯梨浜町はわい長瀬から琴浦町機下に至る延長13.5kmの道路である。<br>事業目的は、道路の適正な機能分担による安全性の向上、観光地の活性化や企業進出の促進、救急医療アクセスの強化である。                                                                | H29        | 843<br>.....<br>（ 46% ）                  | R3再        | 再評価を<br>実施する必<br>要が生じた<br>事業 | 有                      |   | ■ | ■ | 継続               | 重点  |
| 2  | 道路       | 一般国道2号 岡山倉敷立体（Ⅰ期）        | 一般国道2号は、大阪府 大阪市から 福岡県 北九州市に至る延長約 680km の主要幹線道路である。<br>岡山倉敷立体（Ⅰ期）は、岡山県 岡山市 南区 古新田から 都窪郡 早島町早島及び倉敷市 加須山から同市 二日市の延べ延長 6.4 km の道路である。事業目的は、岡山市～倉敷市間における交通の円滑化及び交通安全の確保、産業の活性化等である。                                       | R4         | 622<br>.....<br>（ 1% ）                   | -          | 再評価を<br>実施する必<br>要が生じた<br>事業 | 有                      |   | ■ | ■ | 継続               | 重点  |
| 3  | 道路       | 一般国道2号 玉島・笠岡道路（Ⅱ期）       | 一般国道2号は 大阪府 大阪市北区を起点とし、福岡県北九州市門司区に至る延長約680kmの主要幹線道路である。<br>玉島・笠岡道路（Ⅱ期）は、岡山県南西部に位置し、岡山県浅口市金光町佐方から笠岡市西大島新田を結ぶ延長 9.4 km の 高 規 格 道 路 である。事業目的は、岡山県西部地域の交通混雑の緩和及び交通安全の確保、周辺地域の連携強化等である。                                   | H20        | 743<br>.....<br>（ 61% ）                  | R5再        | 再評価を<br>実施する必<br>要が生じた<br>事業 | 有                      |   | ■ |   | 継続               | 重点  |
| 4  | 道路       | 一般国道2号 笠岡バイパス            | 一般国道2号は、大阪府大阪市北区を起点とし、福岡県北九州市門司区に至る延長約680 kmの主要幹線道路である。<br>笠岡バイパス は、岡山県南西部に位置し、岡山県笠岡市西大島新田から笠岡市茂平を結ぶ 延長 7.6 kmの高規格道路 である。事業目的は、岡山県西部地域の交通混雑の緩和及び交通安全の確保、周辺地域の連携強化等である。                                               | S63        | 595<br>.....<br>（ 80% ）                  | R5再        | 再評価を<br>実施する必<br>要が生じた<br>事業 | 無                      |   |   |   | 継続               |     |
| 5  | 道路       | 一般国道180号 岡山環状南道路         | 一般国道180号は、岡山県岡山市北区から鳥取県米子市に至る延長約180 km の主要幹線道路である。<br>岡山環状南道路 は、高規格道路「岡山環状道路（岡山市街地の外周延長約40km）」の一部を構成する岡山市南区藤田から岡山市南区古新田に至る延長 2.9km の道路である。事業目的は、岡山市都市部で発生している交通 混雑の緩和、交通安全の確保、物流ネットワークの形成等である。                       | H21        | 444<br>.....<br>（ 88% ）                  | R5再        | 再評価を<br>実施する必<br>要が生じた<br>事業 | 無                      |   |   |   | 継続               |     |
| 6  | 道路       | 一般国道9号 三隅益田道路            | 一般国道9号は、京都市から下関市までを結ぶ延長約730kmの主要幹線道路である。<br>三隅・益田道路は、鳥根県浜田市三隅町と益田市遠田町を結ぶ延長15. 2kmの自動車専用道路である。<br>事業目的は、緊急輸送道路の確保、第三次救急医療機関へのアクセス向上、広域観光ルートの形成を図ることである。                                                               | H24        | 935<br>.....<br>（ 83% ）                  | R5再        | 再評価を<br>実施する必<br>要が生じた<br>事業 | 無                      |   |   |   | 継続               |     |
| 7  | 道路       | 一般国道183号 鍵掛峠道路           | 一般国道183号は、広島県広島市から鳥取県米子市までを結ぶ延長約145kmの主要幹線道路である。<br>鍵掛峠道路は、鳥取県と広島県の県境部に位置し、高規格道路江府三次道路の一部を構成する広島県庄原市西城町高尾と鳥取県日野郡日南町新屋を結ぶ延長12.0kmの道路である。<br>事業目的は、線形不良の解消のほか、国土強靱化に伴う災害時の代替ルートの確保、救急医療活動の支援、安定的な物流ネットワークの構築等を図るものである。 | H17        | 523<br>.....<br>（ 63% ）                  | R5再        | 再評価を<br>実施する必<br>要が生じた<br>事業 | 無                      |   |   |   | 継続               |     |
| 8  | 河川       | 皆生海岸直轄海岸保全施設整備事業         | 皆生海岸は、鳥取県西部に位置する弓ヶ浜半島の美保湾に面する海岸全体の総称であり、東は淀江漁港から日野川河口を含み、西は境港までの約16kmである。<br>直轄工事区間は、皆生地区～境港地区にかけての延長10.22kmであり、皆生海岸の侵食を防止する目的で、砂浜を保全するための沖合施設等の整備を実施する。                                                             | S35        | 272<br>.....<br>（ 94% ）                  | R4再        | 再評価を<br>実施する必<br>要が生じた<br>事業 | 有                      | ■ |   |   | 継続               | 重点  |
| 9  | 港湾       | 広島港ふ頭再編改良事業              | 広島港における近年の自動車運搬船の大型化への対応、大規模地震災害に対応した耐震強化岸壁の不足等に対応するため、老朽化している宇品地区岸壁（水深10m）を岸壁（水深12m）（耐震）に改良し、地域基幹産業の国際競争力の維持・強化、大規模地震災害時の輸送機能強化を図る。                                                                                 | H27        | 138<br>.....<br>（ 30% ）                  | R3再        | 再評価を<br>実施する必<br>要が生じた<br>事業 | 有                      |   | ■ | ■ | 継続               | 重点  |
| 10 | 港湾       | 広島港出島地区国際海上コンテナターミナル整備事業 | 広島港出島地区において、岸壁延長の不足に対応したターミナル整備を行い、中国・韓国航路のコンテナ船の大型化や東南アジア航路の新規就航を可能とすることで、背後企業の増産に伴う貨物需要に対応する。                                                                                                                      | R4         | 198<br>.....<br>（ 85% ）                  | R5再        | 再評価を<br>実施する必<br>要が生じた<br>事業 | 有                      |   | ■ | ■ | 継続               | 重点  |

（※1）【事業進捗等に大きな変更がある事業】となる選定要因（判定フローに該当のチェック）  
A：事業を巡る社会経済情勢等の変化がある。  
B：前回評価からの事業費・事業期間の増加が10％超である。  
    1：事業費の増加が10％超  
    2：事業期間の増加が10％超

【事後評価】

| 番号 | 事業区分 | 事業名 | 事業概要        | 事業採択年度 | 事業完了年度 | 事業費<br>〔億円〕 | 備 考 |
|----|------|-----|-------------|--------|--------|-------------|-----|
|    |      |     | 今 回 該 当 無 し |        |        |             |     |

【報告】

| 番号 | 事業<br>区分 | 事業名           | 事業概要                                                                                                                                                                                                                                                                | 前回評価<br>年度 | 策定年度 | 変更年度<br>上:今回<br>下:前回 | 現計画<br>開始年度 | 現計画<br>終了年度 | 事業費<br>〔億円〕<br>上:全 体<br>下:R5末まで<br>(進捗率) | 備 考                                                                                                  |
|----|----------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------|----------------------|-------------|-------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 河川       | 天神川直轄河川改修事業   | 天神川では、(気候変動考慮前)の整備計画策定以降で、目標洪水である昭和34年伊勢湾台風洪水を上回る洪水は発生していない。<br>しかし、日本全国においては、平成30年の西日本豪雨や令和2年の球磨川豪雨等、気候変動の影響による被害が発生している。<br>本事業は、近年の水害や気候変動による水害の激甚化・頻発化を踏まえた「気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言」により示された1.1倍となる降雨量を前提に、治水計画の目標流量に反映し、天神川における治水安全度の向上を目的に河川改修を実施するものである。          | R2         | H21  | R5                   | R6          | R35         | 168<br><br>( 0% )                        | 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第4の1(4)の規定に基づいて審議した事業<br>R6.1.19「第8回 天神川河川整備懇談会」審議<br>R6.3.25 千代川水系河川整備計画変更・公表    |
| 2  | 河川       | 江の川直轄河川改修事業   | 江の川では、平成30年7月、令和2年7月、令和3年8月洪水と立て続けに甚大な浸水被害が発生した。<br>こうした近年の度重なる浸水被害を受け、江の川中下流部では治水とまちづくり連携計画(江の川中下流マスタープラン)を令和4年3月に策定・公表(令和5年12月に更新)、江の川上流部では、流域対策や河川整備(河道掘削・遊水地、堰改築等)を盛り込んだ江の川流域水害対策計画を令和6年3月に策定。<br>本事業は、上記の経緯を踏まえて、河川整備計画を変更し、江の川における治水安全度の向上を目的に河川改修を実施するものである。 | R2         | H27  | R6(予定)               | R7(予定)      | R36(予定)     | 795<br><br>( 0% )                        | 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第4の1(4)の規定に基づいて審議した事業<br>R6.10.8「第5回 江の川河川整備アドバイザー会議」審議<br>R6.12 江の川水系河川整備計画変更・公表 |
| 3  | 河川       | 旭川直轄河川改修事業    | 旭川では平成30年7月豪雨において、平成25年3月策定の河川整備計画の目標流量を超過。このため、令和元年6月に河川整備計画を変更し、年超過確率1/70程度の洪水に対して、洪水氾濫による浸水被害の防止又は軽減を図る。また、既往最高潮位を記録した平成16年8月の台風16号による高潮が再び発生しても、浸水の防止を図る。                                                                                                       | R1         | H24  | R1                   | R2          | R21         | 82<br><br>( 36% )                        | 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の6の規定に基づいて審議した事業<br>R6.11.1「第13回 明日の旭川を語る会」審議                                   |
| 4  | 河川       | 千代川総合水系環境整備事業 | 千代川は、その源を鳥取県八頭郡智頭町の沖ノ山に発し、八東川、袋川等の支川を合わせて鳥取平野を北流し、日本海に注ぐ一級河川である。<br>本事業は、地域との合意形成を図りながら、千代川の水環境改善をするための整備を行うものである。                                                                                                                                                  | R4         | H19  | —<br>R4              | H22         | R15         | 9.5<br><br>( 33% )                       | 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の6の規程に基づいて審議した事業<br>R6.10.23「千代川河川アドバイザー会議」審議                                   |
| 5  | 河川       | 日野川総合水系環境整備事業 | 日野川は、その源を広島・島根の県境に位置する三国山に発し、印賀川や俣野川等の支川を合わせ、下流で法勝寺川と合流し、日本海に注ぐ一級河川である。<br>本事業は、地域との合意形成を図りながら、日野川の安全・安心な水辺利用に配慮した整備を行うものである。                                                                                                                                       | R1         | H28  | —<br>—               | H26         | R9          | 4.6<br><br>( 98% )                       | 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の6の規程に基づいて審議した事業<br>R6.10.9「日野川河川整備計画アドバイザー会議」審議                                |
| 6  | 河川       | 旭川総合水系環境整備事業  | 旭川は岡山県の中央部に位置し、その源を中国山地の朝鍋鷲ヶ山に発し、瀬戸内海に注ぐ一級河川である。<br>本事業は、地域との合意形成を図りながら、旭川の安全・安心な水辺利用に配慮した整備を行うものである。                                                                                                                                                               | R1         | H24  | —<br>R1              | H25         | R11         | 9.8<br><br>( 75% )                       | 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の6の規程に基づいて審議した事業<br>R6.11.1「明日の旭川を語る会」審議                                        |
| 7  | 河川       | 高梁川総合水系環境整備事業 | 高梁川は、岡山県西部に位置し、その源を岡山・鳥取県境の花見山に発し、熊谷川、西川、小坂部川等の支川を合わせて南流し、高梁市において成羽川を倉敷市において小田川をそれぞれ合わせたのち、瀬戸内海の水島灘に注ぐ一級河川である。<br>本事業は、地域との合意形成を図りながら、高梁川の自然環境を保全・再生するために整備を行うものである。                                                                                                | R4         | H22  | —<br>R4              | H21         | R21         | 9.8<br><br>( 0% )                        | 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の6の規程に基づいて審議した事業<br>R6.11.1「明日の高梁川を語る会」審議                                       |
| 8  | 河川       | 芦田川総合水系環境整備事業 | 芦田川は、広島県三原市大和町蔵宗を源に発し、世羅台地を貫流し府中市を経て高屋川等を合わせ、神辺平野を流下し瀬戸内備後灘に注ぐ一級河川である。<br>本事業は、地域との合意形成を図りながら、芦田川の自然環境を保全・再生するために整備を行うものである。                                                                                                                                        | R4         | H20  | —<br>R2              | H11         | R18         | 10.4<br><br>( 54% )                      | 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の6の規程に基づいて審議した事業<br>R6.10.30「芦田川水系河川整備アドバイザー会議」審議                               |
| 9  | 河川       | 江の川総合水系環境整備事業 | 江の川は、広島県山県郡北広島町阿佐山に水源を発し、途中三次市において馬洗川、西城川、神野瀬川を三方より合流し、江津市において日本海に注ぐ一級河川である。<br>本事業は、地域との合意形成を図りながら、江の川の安全・安心な水辺利用に配慮した整備を行うものである。                                                                                                                                  | R3         | H28  | R6(予定)<br>—          | H9          | R16         | 11.9<br><br>( 0% )                       | 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の6の規程に基づいて審議した事業<br>R6.10.8「江の川河川整備アドバイザー会議」審議                                  |
| 10 | 河川       | 小瀬川総合水系環境整備事業 | 小瀬川は、広島県と山口県の県境に位置し、その源を中国山地の鬼ヶ城山に発し、瀬戸内海に注ぐ一級河川である。<br>本事業は、地域との合意形成を図りながら、小瀬川の安全・安心な水辺利用に配慮した整備を行うものである。                                                                                                                                                          | R4         | H27  | —<br>—               | H13         | R13         | 2.2<br><br>( 0% )                        | 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の6の規程に基づいて審議した事業<br>R6.10.16「小瀬川河川整備アドバイザー会議」審議                                 |
| 11 | 河川       | 佐波川総合水系環境整備事業 | 佐波川は、その源を山口・島根県境の三ツヶ峰に発し、周防灘に注ぐ一級河川である。<br>本事業は、地域との合意形成を図りながら、佐波川の自然環境を保全・再生するとともに、安全・安心な水辺利用に配慮した整備を行うものである。                                                                                                                                                      | R4         | H26  | —<br>—               | H18         | R16         | 9.2<br><br>( 65% )                       | 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の6の規程に基づいて審議した事業<br>R6.10.3「佐波川河川整備アドバイザー会議」審議                                  |

**令和6年度 第2回 中国地方整備局事業評価監視委員会 対象事業位置図**

